

令和3年度 地域研究レポート集

令和4年3月

公益財団法人
埼玉りそな産業経済振興財団

■ はじめに

弊財団は、埼玉県内の経済・産業動向、企業経営及び地域の活性化等に関する調査研究や情報収集を行い、それらの情報等を適切かつ積極的に発信・提供していくことにより、埼玉県の産業経済の振興と発展に貢献していくことを目的としています。

世界で初めて新型コロナウイルス感染症の発症が確認されて既に2年以上が経過しています。ワクチン接種の進展や飲み薬の開発による対策が進むものの、変異を繰り返すウイルスに翻弄され、収束の見通しが立たない状況が続いています。

国民の生命と財産、地域社会を守るため、今後ともあらゆる政策を実行し、収束に向けて全力を尽くすことが求められています。

令和3年度は、各研究員が最近の社会・経済情勢を踏まえた独自のテーマを設定し、地域における社会的課題の実態、要因、将来の方向性等について、調査、研究、提言を行っています。

本冊子は、「埼玉りそな経済情報」（発行 株式会社 埼玉りそな銀行）に地域研究レポートとして令和3年7月号から令和3年12月号まで掲載した研究成果を取りまとめたものです。

本冊子を通じて、各自治体や事業者の皆様が抱えている課題の解決に少しでもお役にたてば幸いです。

■ 目 次

01	自治体DX推進計画の位置付けと課題	1
02	科学技術とエネルギー政策	5
03	これからの中小企業に求められる脱炭素経営	9
04	地域中小企業の活力を引き出せ ～TPMへの上場とデジタル戦略の側面から～	13
05	2020年におけるコロナ禍の女性への影響	17
06	スポーツによる地域活性化	21

自治体DX推進計画の位置付けと課題

主席研究員 萩原 淳司

はじめに

2020年9月に発足した菅内閣の目玉政策は「デジタル庁の設置」による「行政のデジタル化」である。

今回は、これまでの「行政のデジタル化」の取組みの経緯を概観し、その中で、自治体に大きな影響を与える「自治体DX推進計画」について、その位置付けと課題について述べたい。

国のIT（情報技術）戦略と行政のデジタル化

我が国のIT（情報技術）の活用のための政策は、2000年のIT基本法に基づく2001年のe-Japan戦略から以下の表のように様々な戦略、宣言、計画に基づき推進されてきた。

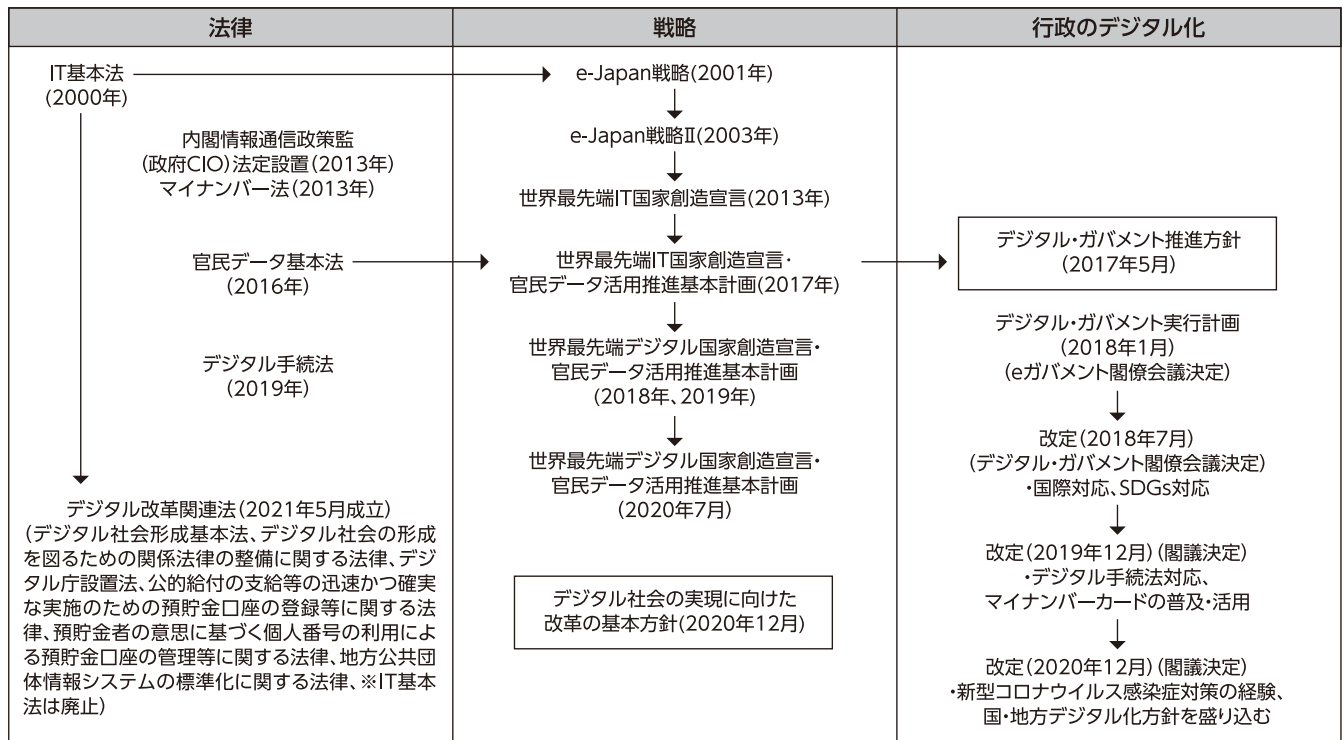
「行政のデジタル化」については、世界最先端

IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（2017年5月30日閣議決定）の下に「デジタル・ガバメント推進方針」（2017年5月30日IT総合戦略本部決定）が策定され、それに基づき「デジタル・ガバメント実行計画」が策定・改定されてきた。

しかしながら、2020年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行への対応において、世界最先端IT国家、デジタル国家を標榜していたにもかかわらずデジタル分野に関わる様々なトラブルが発生し、その度ごとに対応を迫られるとともに、社会全体のデジタル化の遅れがあらわになった。

そのため、菅内閣により、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）においてIT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔として、デジタル庁を設置することが示された。

● 国のIT(情報技術)活用にかかわる法律と戦略、行政のデジタル化の推移



2020年以降の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2020年7月17日閣議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(2020年12月25日改定、閣議決定)、デジタル改革関連法(2021年5月12日成立)には、新型コロナウイルス感染症への対応におけるデジタル化の遅れについての問題意識が反映されている。

デジタル化の遅れから発生した具体的なトラブルについて、2020年12月改定の「デジタル・ガバメント実行計画」は、「今般の新型コロナウイルス感染症拡大への対応を通じて、以下のような行政デジタル化の課題が指摘されたが、これらは、これまでの取組みにより解決を目指してきた課題が一気に表面化し、社会全体の問題として認識されたものと捉えるべきである」として、次のような事例を挙げている。

●行政デジタル化の課題

デジタル・ガバメント実行計画 本計画の趣旨より

- 特別定額給付金について、マイナンバーカード及びマイナポータルを利用した申請を可能としたものの、マイナポータルから送信された申請受付データをデジタルデータのまま処理する体制が整っていなかったこと等により申請から給付まで一貫したデジタル完結ができず、迅速な給付等に支障が出たケースがあった。また、マイナンバーカードの普及促進も課題であった。
- 雇用調整助成金について、内閣情報通信政策監や厚生労働省PMOの下で行われる一元的プロジェクト管理による対応がなされることなく急遽システムを整備した結果、複数のシステム障害が発生し、運用停止を余儀なくされるなどガバナンスが徹底されていなかった。
- 保健所・医療機関からの陽性者の報告が当初ファックスで行われていたことや、一部地域で集計がアナログで行われていたことなど、データをリアルタイムで共有し、活用することが十分にできなかった。また、民間事業者が、住民から得られるデータを活用して感染症対策に資するサービスを提供するに当たり、居住地域ごとに異なる個人情報保護ルールに対応する必要に迫られたケースがあった。
- テレワークが重要となる一方、書面・押印・対面が法令や慣行により求められるため、出社を余儀なくされるケースがあり、これは民間だけでなく行政の会計、人事等の内部手続においても同様であった。また、各府省のLAN環境が縦割りで構築されているため、各府省間や民間企業、地方公共団体との間でのWeb会議サービスの接続が困難となる状況が発生した。

計画上でトラブルを課題として挙げているが、その後も、デジタル関連のトラブルは、新型コロナウイルス感染症対策において、スマートフォン向けの接触確認アプリ「COCOA」の不具合放置(2021年1月末の報告まで約4ヶ月間)、ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の不具合の発生(同年4月)、ワクチン接種記録システム(VRS)の接種券読み取りエラーの発生(同年4月)と続いているのが現状である。

国の「自治体DX推進計画」の位置付け

国の「行政デジタル化」政策を背景として、総務省が「自治体DX推進計画」(以下、本計画)を2020年12月25日に公表した。DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略で、ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること、と定義している。

その「本計画の趣旨」にあるように、本計画は、同日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」の自治体の取組みの具体化と支援策等のとりまとめであり、法的な強制力があるものではない。地方自治法上の「技術的助言」は、規範性・拘束性をもたないとされている。

●自治体DX推進計画 本計画の趣旨より

総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていく。

なお、本計画に記載された自治体の取組みに関する内容については、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

本計画で掲げられる政策は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」などの法的な義務付けや、補助金や交付金などの金銭的支援に誘導され、自治体での実施が進められることになる。また、本計画は、デジタル改革関連法の成立以前に作成されたものであり、「(仮称)Gov-Cloudの活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させ

るよう適宜見直しを行う」、「総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について『(仮称)自治体DX推進手順書』として、21年夏を目途に提示する」と、あるように、中間的なものである。

「自治体DX推進計画」の概要

本計画の内容は、以下のように(自治体の)推進体制の構築と、(自治体の取り組むべき)重点取組事項の2つの柱からなる。

推進体制の構築

- ①組織体制の整備
首長、CIO、CIO補佐官等を含めた全庁的なマネジメント体制の構築
- ②デジタル人材の確保・育成
外部人材の活用・職員の育成を推進
- ③計画的な取組み
重点取組事項に係る目標時期や国の動向(標準仕様策定等)を踏まえ、工程表の策定等による計画的な取組み
- ④都道府県による市区町村支援

重点取組事項

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化
目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行
- ②マイナンバーカードの普及促進
2022年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実
- ③行政手続のオンライン化
2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続(31手続)について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に
- ④AI・RPAの利用推進
①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAを導入・活用を推進
- ⑤テレワークの推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底

なお、「自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項」として、①地域社会のデジタル化、②デジタルデバイド対策(地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援)も記されている。

「自治体DX推進計画」の中核的取組み ～システムの標準化～

重点取組事項の中でも力点が置かれるのが、目標時期を2025年度とする「(仮称)Gov-Cloud」の活用による自治体の情報システムの標準化である。「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(2021年5月12日成立、2021年9月1日施行予定)」において、この方向は法定されており、①情報システムの標準化の対象範囲を政令で定め、②国が基本方針を作成したうえで、③各省の管轄する情報システムの基準を策定し、④地方公共団体による基準に適合した情報システムの利用を行うものとしている(地方公共団体の①の事務の処理に利用する情報システムは、③の基準に適合することが必要)。現時点で、①については、児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税などの17の事務が想定されている。

その他の措置として、地方公共団体は、国による全国的なクラウド((仮称)Gov-Cloudを想定)活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めること、国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が、基準への適合を判断するための支援等を実施すると定められている。

～マイナンバーカードを活用した行政 の手続きのオンライン化～

標準化が行政側の合理化の課題とすると、利用者の利便性を高める中心的な取組みが、マイナンバーカードを活用する行政手続きのオンライン化である。

本計画では、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続(31手続)について、マイナポータル(インターネット上の専用サービスサイト)からマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にしている。31手続の内訳は、子育て関係(15手続)、介護関係(11手続)、被災者支援(罹災証明書)、自

動車保有関係(4手続)である。オンライン手続の前提となるマイナンバーカードについては、2022年度末までにほとんどの住民が保有していることを目指している。

自治体の「自治体DX推進計画」への対応

自治体はこれまで、独自に行政のシステム化を進めるとともに、マイナンバー関連法(2013年公布)によるマイナンバーカードの交付や活用などの法律や政令、国のデジタル・ガバメント実行計画に示された全国的な課題に取り組んでおり、それぞれの自治体がIT推進計画や情報システム化計画などの名称で計画的な取り組みを進めてきた。

総務省の「自治体DX推進計画」を踏まえた自治体計画としては、埼玉県が既に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」(2021年3月)を策定している。

デジタル改革関連法の成立が2021年5月となったこと、また「(仮称)自治体DX推進手順書」などの政策の詳細が今後明らかにされることから、国のデジタル改革の方針や計画に対応した自治体計画が本格的に策定されるのは、2021年度中になるとと思われる。

「自治体DX推進計画」の課題

「デジタル・ガバメント実行計画(2020年12月改定)」において、国は「取り組みにおいては、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める」としている。「自治体DX推進計画」は強制力がなく、また、各自治体の保有する多様なシステムの情報も国側が全て把握しているわけではないので、国と地方の協働が標準化等の施策の推進の鍵といえる。

一方、2020年12月に公表された方針や計画の事業において既に様々なトラブルや遅れが起きている。2021年3月に予定されていたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も不備が発覚し10月までは本格運用に入れられない状況であり、「自治体DX推進計

画」の重点取組事項のマイナンバーカードの普及促進についても、2022年度末の目標の達成困難との見込みがIT改革担当相により示されている。

デジタル関連のトラブルにおいて、留意が必要なのは、原因は国にあるが、苦情を受け非難の矢面に立たされるのが住民に近い市町村である例が多く見られることである。例えば、デジタル・ガバメント実行計画(2020年12月改定)には、特別定額給付金のマイナンバー利用時の混乱について「マイナポータルから送信された申請受付データをデジタルデータのまま処理する体制が整っていなかった」としているが、体制を整えず、不完全なデータを自治体に渡るようにしたのは国(総務省)であり、給付の遅れで住民の苦情を受けたのは市町村である。

そのような場合、国が責任を明確にしないならば、自治体の不信感を生み、その不信感がシステムの標準化や行政サービスのオンライン化という正しい方向の取り組みについても推進の障害となることが予想される。自治体にとって、国の方針に従うことが住民とのトラブルにつながるのならば、できるだけ(成功事例がある程度示されるまで)取り組みを遅らせることが合理的な選択になってしまい意欲的・先進的な取り組みがなされなくなる。

続発するデジタル関連のトラブルについては、案件ごとに記録とともに責任を明確化することが求められる。それが、遠回りでも国と自治体・住民の間の信頼を醸成し改革の推進につながると思われる。

加えて、自治体が原因である場合でも、トラブル発生時、発生後の対応において、住民の理解と信頼感を確保できる方針と体制の整備が、各自治体の今後策定するDX推進計画の中で求められるだろう。

はじめに

国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認されてから、既に1年半が経過した。徐々にワクチン接種が拡大し、感染収束への期待が高まりつつある。しかしながら、国産のワクチン開発にはもう少し時間が必要であり、また感染症の拡大は改めて日本のデジタル化の遅れを表面化させる契機ともなった。

この間、日本の科学技術振興の方針を示す「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（以下「第6期基本計画」という。）が策定された。（2021年3月26日閣議決定）激しく時代が変化する中、様々な分野で多種多様な課題解決を図るため、科学技術やイノベーション創出に対する期待はこれまで以上に高まっている。

本稿では、新たな科学技術政策と脱炭素社会の実現というグローバル課題に向けた新たなエネルギー政策について、科学技術の観点から考えてみたい。

科学技術基本法等の改正

1995年11月、日本の科学技術政策の基本的な枠組であるとともに、日本が「科学技術創造立国」を目指し、科学技術の振興を強力で推進していく上でのバックボーンとして「科学技術基本法」が施行された。2020年には、AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっている現状を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくとの趣旨の下、25年ぶりとなる本格的な改正が行われた。

これは科学技術・イノベーション政策が、科学技術の振興のみならず、社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知」により、人間や社会の総合的理解と課

題解決に資する政策となったことを意味するものとしている。

法律の名称は「科学技術・イノベーション基本法」となり、これまで科学技術の規定から除外されていた「人文・社会科学（法では「人文科学」と記載）のみ」に係るものを同法の対象である「科学技術」の範囲に位置付けるとともに、「イノベーションの創出」を柱の一つに据えた。

尚、「イノベーションの創出」とは基本法第2条第1項において「科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。」とされている。

科学技術・イノベーション基本計画

科学技術基本法に基づき、1996年に第1期科学技術基本計画が策定されて以降、10年程度の将来を見通しつつ5年毎に策定されてきた科学技術基本計画は、科学技術基本法等の改正を踏まえ、2021年4月から第6期目となる「科学技術・イノベーション基本計画」がスタートした。

第5期計画策定以降の5年間における新たな社会変化としては、世界秩序の再編、現実の脅威となったグローバル・アジェンダ（気候変動や生物多様性の劣化等、世界全体が直面している様々な問題）、情報社会（Society4.0）の限界の露呈が挙げられ、これらの変化を新型コロナウイルス感染症の拡大が加速させていると考えられている。

科学技術・イノベーションは、激化する国家間の覇権争いの中核となり、先端的な基礎研究とその成果の実用化による果実を、安全保障上の脅威等への対応のための有効な対応策と位置付けている。気候変動や生物多様性の劣化など、世界全体が直面する脅

威に対し、効率性のみならず持続可能性や強靭性を重視する活動に変化し、特に地球温暖化が引き起こす気候変動問題は現実の脅威として最大のグローバル課題となっている。

日本でも、2020年10月に菅総理が所信表明で「2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指す」と宣言した。革新的なイノベーションの促進や規制改革などの政策を総動員して、脱炭素社会の実現に取り組むとしている。

第6期基本計画では、国内外の情勢変化を踏まえ「グローバル課題への対応」とコロナ禍に対応する「国内の社会構造の変革」の両立が不可欠との認識の下、日本が目指す社会を「直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」と表現し、その実現に向けた『「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環』という科学技術・イノベーション政策の方向性を示した。このような未来社会を実現することこそが、第6期基本計画を策定する目的としており、SDGsとも軌を一にするものとしている。

また、その達成のため、次の5年間で約30兆円の政府研究開発投資を確保し、これを呼び水として官民合わせて約120兆円の研究開発投資を行っていくことが明記された。

第6期基本計画では、第5期基本計画において提唱された「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会」Society5.0という未来社会を具現化していくため、以下の政策を示している。

- (1) 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革
- (2) 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- (3) 一人ひとりの多様な幸せと課題への挑戦を実現する教育・人材育成

統合イノベーション戦略2021

第6期基本計画の実行計画として位置付けられている最初の年次戦略が、6月18日に閣議決定された「統合イノベーション戦略2021」である。第6期基本計画策定後における各国間の技術覇権争い、気候変動問題への対策について、国内外の大きな変化を踏まえ、以下の6つを政策の柱に掲げている。

- 1.国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革
- 2.知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化
- 3.一人ひとりの多様な幸せと課題への挑戦を実現する教育・人材育成
- 4.官民連携による分野別戦略の推進
- 5.資金循環の活性化
- 6.司令塔機能の強化

地球温暖化問題についてはカーボンニュートラルの実現を念頭に、革新的な技術の開発と社会実装を加速化し、非連続なイノベーションの創出につながる研究開発の必要性を示している。特に温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー分野の取組の重要性を示し、電力部門の脱炭素化を大前提に掲げている。

埼玉県の科学技術基本計画

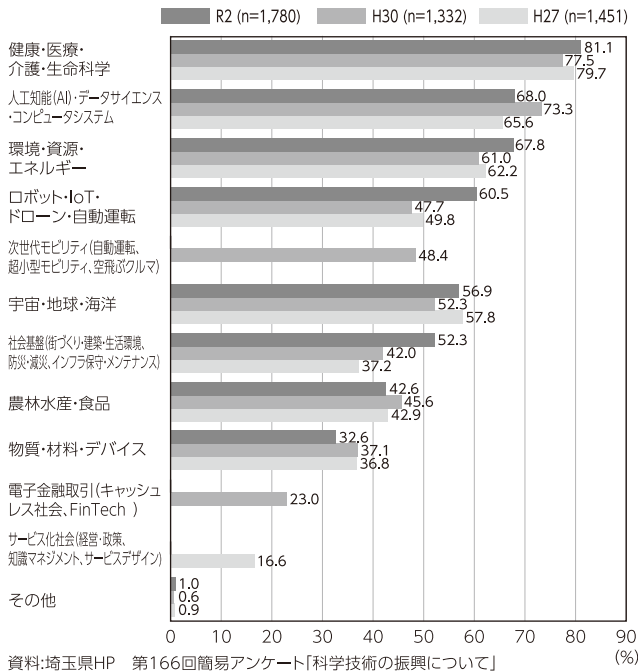
埼玉県では1997年度に「埼玉県科学技術基本計画」が策定され、現在「埼玉県第4期科学技術基本計画」(2017-2021年度)の最終年度を迎えている。

現計画では「県民生活の質の向上と地域産業の振興に資するイノベーションの推進により、科学技術発展の恩恵を県民と企業が享受する社会の実現」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げている。

- 1.「稼ぐ力」を高める
- 2.科学技術を活用した暮らしやすい社会をつくる
- 3.科学技術イノベーションを支える「人財」を育てる。

また、2022年度からの次期科学技術基本計画の策定に向けての参考とするため、2020年9月に県政サポーターに対して「科学技術振興について」のアン

ケートを実施している。関心がある科学技術分野についての設問では、以下の通り「健康・医療・介護・生命科学」に対する関心が最も高くなっている。



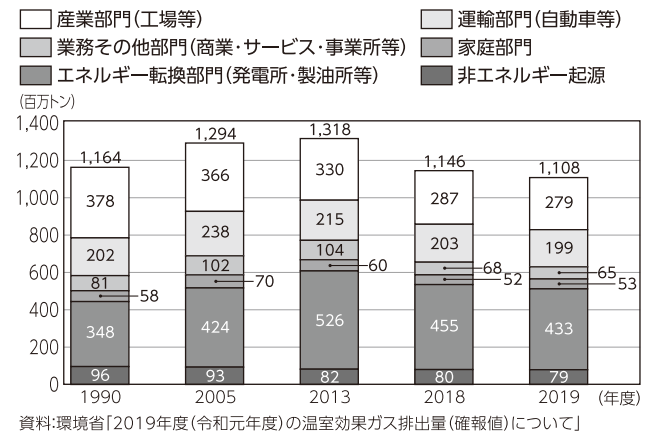
埼玉県では先端産業創造プロジェクトなど、企業の研究開発力の強化や事業化を支援する取組を推進してきた。今後とも埼玉県の強みや特徴を生かし、先進的な技術革新や社会課題解決に資する埼玉県発の技術開発やイノベーションが発信されるよう期待したい。

日本のエネルギー政策

地球温暖化がもたらす気候変動問題は世界規模の課題であり、解決に向けた科学技術・イノベーション創出への期待は大きい。日本国内では、温暖化の要因となっている二酸化炭素(以下「CO₂」という。)の排出量はエネルギー転換部門(発電所・製油所等)が4割弱を占めており、エネルギー政策の在り方が、この問題に大きな影響を与えることになる。

日本のエネルギー政策は、2002年6月に公布、施行されたエネルギー政策基本法に基づいて実施されており、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、概ね3年ごとにエネルギーの需給に関する基本的な計画(エネルギー基本計画)を定め実施することとなっている。

●二酸化炭素排出量(電気・熱配分前)



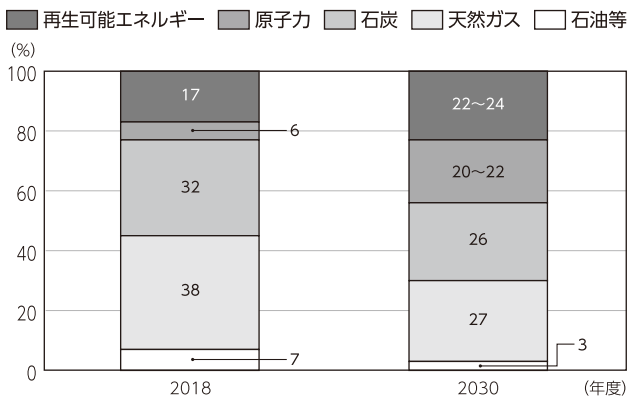
計画には、①エネルギーの需給に関する施策についての基本方針、②エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策、③エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために、重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策、の3つについて定めることとなっている。

エネルギー基本計画

現在の計画は2018年に策定された第5次エネルギー基本計画であり、2030年に向けた政策の基本的視点は3E+S(安全性「Safety」を大前提とした上で、エネルギーの安定供給「Energy Security」を第一とし、経済効率性の向上「Economic Efficiency」による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合「Environment」を図るため、最大限の取組を行うこと)である。この3E+Sの原則の下、エネルギー政策とそれに基づく対応を着実に進め、2030年のエネルギーミックスの確実な実現を目指すとしている。

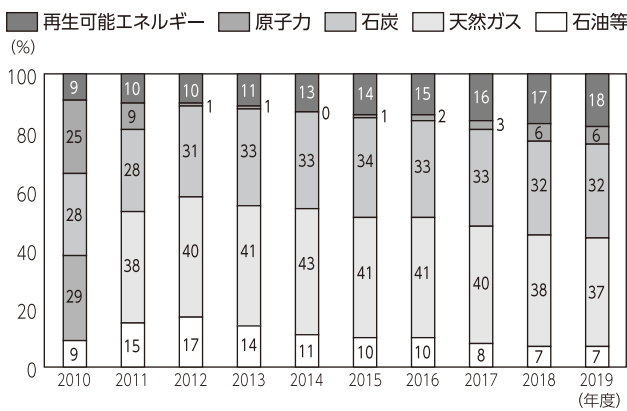
このエネルギー政策の基本方針に基づき、施策を講じたときに実現される2030年度のエネルギー需給構造のあるべき姿として、再生可能エネルギーの比率を22~24%に引き上げ、原子力を20~22%とし、石炭等の発電は削減することを目標としている。

●2030年度の電源構成



資料:資源エネルギー庁「日本のエネルギー2020」

●電源構成比の推移



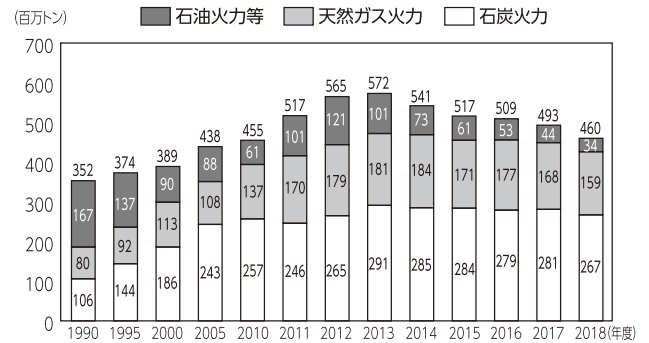
資料:環境省「2019年度(令和元年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について」

政府は昨年10月、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを打ち出し、今年4月には、2013年度比で30年度の温室効果ガス排出量の削減幅を従来の26%から46%に拡大し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくと表明した。この目標達成には、温室効果ガスの90%以上を占めるCO₂排出量の約4割を排出する電力部門の対応が不可欠と考えられており、現在策定が進められている第6次エネルギー基本計画^(注)では、目標達成に向けた新たな電源構成が注目されている。電力部門のCO₂排出量の大半を占めるのが火力発電所からの排出であり、カーボンニュートラルを実現するためには、火力発電所からの排出量削減が最大の課題となっている。

一方、現在建設中を含め60基ある原子力発電所は、再稼働が10基(関西電力美浜原子力発電所3号機含む)にとどまっており、2019年度の発電量は全体の約6%に過ぎない。また福島第一原子力発電所

を始めとして24基の廃炉が決定しているものの、廃炉が完了するまでには相当な年月が必要となる上、運転年限の到来により廃炉となる原子力発電所は確実に増加していく。特に福島第一原子力発電所の廃炉作業は高濃度の放射線との戦いであり、これまでにない革新的な技術開発が求められるであろう。

●電源別の発電に伴う二酸化炭素排出量



資料:環境省「2018年度(平成30年度)の温室効果ガス排出量(要因分析)」

今後、脱炭素電源、特に再生可能エネルギーを主力電源化していく中で、自然環境により出力に影響がある等の再生可能エネルギー拡大に向けた課題を克服しつつ、火力発電の持つ安定的な供給力等との調整を図り、水素・アンモニア等のCO₂の排出を伴わない電源やCO₂の回収・有効利用・貯留(CCUS^{*})等の技術を組み合わせることで、火力発電からの代替えを推進していく必要がある。

^{*}Carbon dioxide(二酸化炭素)、Capture(分離・回収)、Utilization(有効利用)、Storage(貯留)

おわりに

科学技術・イノベーション政策は、地球規模の危機を克服しSDGsに求められる持続可能な社会を目指す上で極めて重要な政策であると同時に、国際協調との調和を図りつつ、自国の競争力強化のための未来投資を加速させていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けたワクチンや治療薬の早期開発、気候変動問題への対応等、改めて科学技術・イノベーションが果たす役割の大きさを感じることとなった。日本が世界に向けて発信し貢献できる技術開発やイノベーション創出に期待したい。

(注) 2021年10月「第6次エネルギー基本計画」閣議決定済

これからの中小企業に求められる脱炭素経営

主席研究員 間藤 雅夫

はじめに

2015年12月にパリで開催されたCOP21で世界約200か国が合意して成立したパリ協定以降、国際社会は、今世紀末までに世界全体の温室効果ガス排出量の実質的ゼロ（脱炭素化）を目指している。日本でも2020年10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅内閣総理大臣が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。

同時に、温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的な温暖化対策が、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換を促した。

そして、脱炭素経営への取り組みは、企業価値の向上や新たなビジネスチャンスの獲得に繋がるとして、グローバル企業を中心に広がりを見せている。

本稿では、グローバル企業を中心に進む脱炭素経営の中小企業への影響と今後の中小企業の対応について考えてみたい。

企業における脱炭素経営の広がりとその潮流

パリ協定を契機に、気候変動に対応した経営戦略の開示や脱炭素に向けた目標設定など、グローバル企業を中心に脱炭素経営の取り組みが広がっているが、こうした企業の動きには以下のような背景がある。

①気候変動が企業のリスクにも機会にもなる

自然災害による被害は近年激甚化し、気候変動が企業の持続可能性を脅かすリスクとなる一方で、脱炭素経営の取り組みが、リスクの回避、新たなビジネス機会の獲得、企業イメージの向上につながる。

②ESG投資の拡大

ESGとは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) であり、これらの非財務情

報を考慮して行う投資をESG投資という。今、ESG投資が世界的に注目されている。世界全体のESG投資残高に占める我が国の割合は、2016年時点で約2%だったが、その後2年で国内のESG投資は4.2倍、2018年には世界全体の約7%となっている。企業が投資家に選ばれる選択肢として、ESGへの対応は不可欠となっている。

③脱炭素経営に関する国際的なイニシアティブ

ESG投資の進展に伴い、グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示 (TCFD) や脱炭素に向けた目標設定 (SBT, RE100) が国際的に拡大している。こうした国際的なイニシアティブは、投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値向上につながる。

④サプライチェーン全体での脱炭素化の動き

グローバル企業は、取引先 (サプライヤー) にも目標設定や再エネ調達等を要請し、結果として脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得に結びつくことになる。大企業のみならず、中小企業も含めた脱炭素化への取り組みが必要で、いち早く対応することが競争力になる。たとえ、ESG投資には直接関係のない中小企業でも、取引先から脱炭素化を求められる機会が増え、取り組まなければ、取引してもらえない、つまり競争に勝てなくなる状況になることが予想される。

今後、中小企業がビジネス的にも脱炭素経営の取り組みを進めなければならない理由はここにある。

日本企業の脱炭素経営への取り組みは世界トップクラス

気候変動は待ったなしの深刻な国際社会の共通の課題であり、既に世界各国が抜本的な社会変革に動き始めており、日本をはじめ世界120か国以上が、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指している。

企業にとっても、脱炭素社会の実現への取り組みは、国際的なESG投資の潮流の中で、自らの企業価値の向上につながり、先んじて脱炭素経営の取り組みを進めることで、他者と差別化を図ることが可能となり、新たな取引先やビジネスチャンスの獲得に繋がるものになっている。

こうした中、日本の企業では気候変動に対応した経営戦略の開示であるTCFDや脱炭素に向けた目標設定であるSBT、RE100などの脱炭素経営に関する国際的なイニシアティブに対応する動きが広まっている。環境省のホームページによると、日本の企業のTCFD、

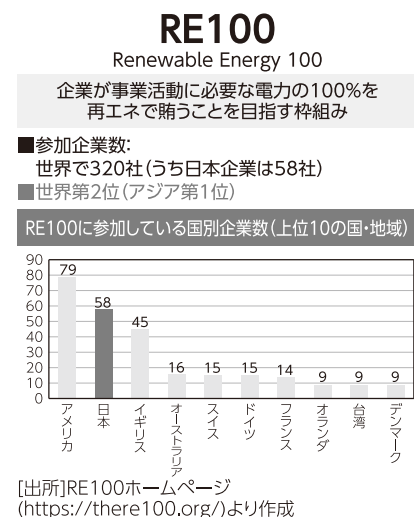
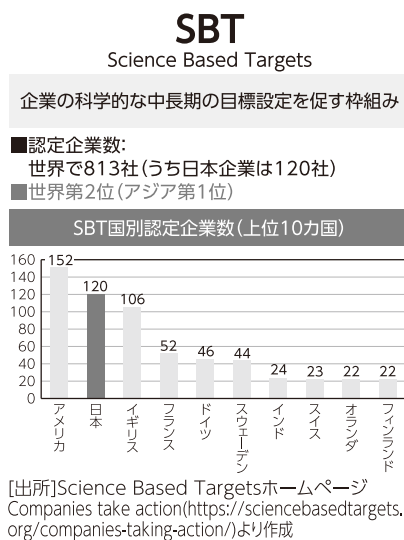
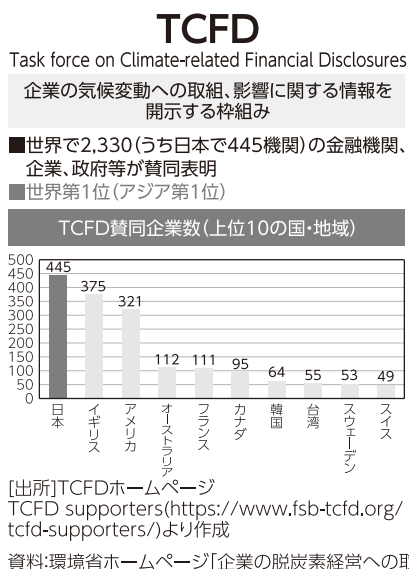
SBT、RE100への取組状況(2021年7月19日現在)は、世界トップクラスになっている。

- ①TCFDに賛同している日本の機関数は445機関で世界第1位(世界の賛同機関数は2,330機関)、
- ②SBT認定済の日本の企業数は120社で世界第2位(アジア第1位、世界の認定済の企業数は813社)、
- ③RE100に参加している日本の企業数は58社で、世界第2位(アジア第1位、世界の参加企業数で320社)となっている。これらは、日本企業の脱炭素経営への意欲の高さが表れている。

環境省が脱炭素経営に関する3つのガイドを策定

今見たように、脱炭素経営に取り組む日本のグローバル企業はここ1年で着実に増加し、世界トップクラスになっており、今後、サプライチェーンを通じて中小企業にも確実に波及すると考えられる。

●TCFD、SBT、RE100に取り組んでいる企業数(2021年7月19日時点)



●TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

G20財務大臣・中央銀行総裁からの要請で「金融安定理事会」の下に設置された、民間主導のタスクフォース。気候変動は企業経営の明確なリスク・機会になるため、投資家等の適切な投資判断を促す効率的な気候関連財務情報の開示を企業へ求める。TCFD提言は気候関連情報開示の枠組みとして国際的なスタンダードになりつつある。

●SBT(Science Based Targets)

パリ協定の水準(産業革命以来の気温上昇を2℃未満に抑える)と整合した、5年～15年先を目標年とする企業の温室効果ガス排出削減目標のこと。SBTを設定した企業を認定する国際的なイニシアティブ(SBTi)が大きな注目を集めている。

●RE100(Renewable Energy 100%)

事業活動で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的イニシアティブのこと。2050年までに再生エネ100%を達成する目標であることが求められる。

このような中、環境省は、2021年4月5日に企業の脱炭素経営に対する具体的な行動を後押しするため、TCFDに沿った情報開示や、SBT・RE100の達成に向けた取り組みに関する以下の3つのガイドを公開した。このうち、「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」は中小企業向けに取り組むメリットや取り組み手順を示している。

3つのガイドの概要は以下に示したとおりであるが、いずれも環境省のホームページからダウンロードが可能となっている。

●環境省が公表したガイドの概要

<p>●TCFDを活用した経営戦略立案のススメ ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド ver3.0～</p> <p>TCFD提言に沿った情報開示に向け、企業の気候関連リスク・機会に関するシナリオ分析を行う具体的な手順を解説。我が国企業のシナリオ分析の実践事例（環境省支援事業参加18社）や、分析を行う際に必要となる各種データ等も掲載。</p>
<p>●SBT等の達成に向けたGHG排出削減計画策定ガイドブック</p> <p>企業が中長期的視点から全社一丸となって取り組むべく、成長戦略としての排出削減計画の策定に向けた検討の手順、視点、国内外企業の事例、参考データを整理。また、自社の削減のみならず、サプライヤー等と協力した削減対策を進める方法も掲載。</p>
<p>●中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック</p> <p>中小企業における中長期的削減計画の策定に向け、中小企業が取り組むメリットを紹介するとともに、省エネや再エネの活用や削減対策の計画への取りまとめ等の検討手順を整理。中小企業の取組事例（環境省支援事業参加8社）についても掲載。</p>

※ガイドの本体は、下記のウェブサイトに掲載
<http://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html>
 資料:環境省ホームページより作成

中小企業が脱炭経営に取り組むメリット

中小企業による脱炭素化の取り組みは、自社だけでなく、取引先となる大企業にとっても重要な意味がある。大企業は、原料の調達から製造、流通、使用、そして廃棄に至る製品のライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出の責任が問われるようになり、花王(株)や(株)リコーなど大企業では中小企業と協働でサプライチェーン全体の脱炭素化を模索する動きが増えている。世界の温室効果ガス排出を削減する上で、サプライチェーン全体で取り組む重要性は高まっており、中小企業への温室効果ガス削減要請はますます増えるであろう。

環境省は「中小規模事業者のための脱炭素経営ハ

ンドブック」の中で、中小企業が脱炭素経営に取り組む上での、5つのメリットを紹介している。

こうした5つのメリットを踏まえて、中小企業が、「脱炭素経営」を事業基盤の強化や新たな事業機会の創出、企業の持続可能性強化のためのツールとして認識・活用していくことを環境省は期待している。

●中小企業による脱炭素経営のメリット

<p>◎メリット1：優位性の構築:競争力を強化し、売上・受注を拡大</p> <p>SBT加盟企業等の環境意識の高い企業を中心に、サプライヤーに対して排出量の削減を求める傾向が強まっている。脱炭素経営は、こうした企業への訴求力の向上につながる。SBT目標では、自らの事業活動に伴う排出だけでなく、原材料・部品調達や製品の使用段階も含めた排出量の削減の目標も求めており、脱炭素経営は自社製品の競争力確保・強化に今後ますますつながっていく。</p>
<p>◎メリット2：光熱費・燃料費の低減</p> <p>脱炭素経営では、エネルギーを多く消費する非効率なプロセスや設備の更新が必要であり、それに伴う光熱費・燃料費の低減がメリットとなる。</p>
<p>◎メリット3：知名度や認知度の向上</p> <p>省エネに取り組む、大幅な温室効果ガス排出量削減を達成した企業や再エネ導入を先駆的に進めた企業は、メディアへの掲載や国・自治体からの表彰対象となり、自社の知名度・認知度の向上になる。</p>
<p>◎メリット4：社員のモチベーション向上や人材獲得力の強化</p> <p>気候変動という社会課題に取り組むを示すことで、社員の共感や信頼を獲得し、社員のモチベーションの向上に繋がる。また、気候変動問題への関心の高い人材から共感・評価され、「この会社で働きたい」と意欲を持った人材が集まる効果が期待される。脱炭素経営は社員のモチベーション向上や人材獲得を通じて、企業活動の持続可能性向上をもたらす。</p>
<p>◎メリット5：新たな機会の創出に向けた資金調達で有利に動く</p> <p>脱炭素化の圧力の高まりとともに、融資先の選定基準に地球温暖化への取り組み状況を加味し、脱炭素経営を進める企業への融資条件を優遇する金融機関もある。</p>

資料:環境省「中小企業事業者のための脱炭素経営ハンドブック」より作成

脱炭素経営の基本的な考え方と
中小企業の脱炭素化計画策定の手順

自社で脱炭素経営に取り組むためには、生産プロセスや設備をはじめとするエネルギーの使い方を根本から振り返る必要がある。2015年に環境省が公表した「温室効果ガス削減中長期ビジョン検討会とりまとめ」では、温室効果ガス大幅削減の方向性として、①可能な限り、エネルギー消費量を削減する(省エネを進める:高効率の照明・空調・熱源機器の利用等)、②エネルギーの低炭素化を進める(太陽光・風力・バイオマス等の再エネ発電設備の利用等)、③電化を

促進する(電気自動車、ヒートポンプ利用等)を挙げている。今後、中小企業が、脱炭素化を図るためには、まずは③の長期的なエネルギー転換を検討し、その上で①の省エネ対策や②の再生可能エネルギーの導入を併せて検討することが重要になる。

「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」では、この3つの方向性を具体的な計画に落とし込むための検討手順、削減計画策定フローを4段階で示している。

●削減計画策定フロー

STEP1	長期的なエネルギー転換の方針の検討
都市ガスや重油等を利用している主要設備に着目し、これらの電化やバイオマス・水素等への燃料転換など、長期的なエネルギー転換の方針を検討。	
STEP2	短中期的な省エネ対策の洗い出し
短中期的な省エネ対策の洗い出しを行う。STEP1のエネルギー転換方針を補完する形で省エネ対策を検討。ここまでで、自社の温室効果ガス削減余地を概ね把握できる。	
STEP3	再生可能エネルギー電気の調達手段の検討
温室効果ガス削減目標の達成に向けた再エネ電気調達の必要量を明確にし、自社に適した再エネ電気の調達手段を検討。	
STEP4	削減対策の精査と計画へのとりまとめ
対策実施に必要な投資額が財務(キャッシュフロー)に及ぼす影響を分析。最終的に実施する削減対策を精査し、削減計画をとりまとめる。	

資料:環境省「中小企業事業者のための脱炭素経営ハンドブック」より作成

PDCAサイクルによって、比較的簡単に環境経営に取り組むことができ、企業価値向上を図るツールとしても活用できる。

環境省のエコアクション21ガイドライン2017年版によれば、エコアクション21の特徴は、①中小事業者でも取り組みやすいこと、②事業者が取り組むべき項目が明確で効率的な取り組みが可能、③環境経営レポートの作成・公表で、環境への取り組みをPRでき、社会的信頼が高まり企業価値が向上するとしている。

なお、エコアクション21について、取り組み方法や費用等の詳細は、下記の埼玉県の地域事務局に相談することが出来る。

●埼玉県のエコアクション地域事務局

エコアクション21地域事務局 (一社)埼玉県環境検査研究協会	
所在地	さいたま市大宮区上小町1450番地11
担当部署	(一社)埼玉県環境検査研究協会 社会環境課 企画係
電話番号	048-649-5496 Fax番号:048-649-5493 ※電話では、エコアクション21事務局を指名する
e-mail	ea21@saitama-kankyo.or.jp

エコアクション21地域事務局 埼玉県中小企業団体中央会	
所在地	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ9F
担当部署	埼玉県中小企業団体中央会 連携支援部内
電話番号	048-641-1315

資料:一般財団法人 持続性推進機構エコアクション21中央事務局ホームページより作成

中小企業が取り組みやすいエコアクション21

脱炭素経営への転換は簡単ではなく、人的・金銭的リソースに限界がある中小企業ではなおさらで、脱炭素経営を進めたいが取組方法・手段がわからず、行き詰まる中小企業が多いのではないかと。

脱炭素経営への取り組みに意欲はあるが、何から始めるべきか迷っている中小企業にとって、「エコアクション21」への取り組みは有効な方法になる。

エコアクション21は、環境省が策定した環境経営を支援し、企業価値を向上させる日本独自のシステムである。環境省がガイドラインを明確に定め、中小企業が取り組みやすいように規定が作られているPDCAサイクルを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境保全への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。そのため、中小企業でも

おわりに

持続可能な社会の実現、中でも温室効果ガス排出削減は特に注目され、企業の成長戦略上の重要な計画になっている。環境省は、自社の経営における温室効果ガス排出削減の意義を明確化することを強く推奨しており、今後、中小企業でも環境への対応はこれからのビジネス社会を生き抜くための必須要件となりつつある。新時代に選ばれる企業になるために、エコアクション21に取り組むなど、脱炭素経営を実践する姿勢が求められる。

04 地域中小企業の活力を引き出せ ~TPMへの上場とデジタル戦略の側面から~

主席研究員 宮澤 謙介

はじめに

コロナ禍により、採用活動のオンライン移行が一気に進んだ。環境変化に合わせて採用活動をアップデートした企業に優秀な人材が集まる傾向が強まっている。テクノロジーの活用と発信するコンテンツの充実が求められるが、多くの中小企業はそれだけでは不十分だろう。特に知名度や信用力の向上が必要だ。採用力、知名度、信用力の他にも、中小企業の一般的な課題として、組織力・社内管理体制の強化、従業員のモチベーションアップ、資金調達手段の多様化、事業承継などがあげられる。これらは上場の動機と共通しており、将来を見据えた企業の魅力向上策として、上場の検討は有力な方策の一つと言えるだろう。また、それに相応しい経営の革新に取り組むことも必須である。本稿では上場と経営革新の両面から地域中小企業の活力強化を考える。

上場数の市場別推移

まず、上場の動向について、2016年以降の市場別上場社数を示した。2020年の一般市場の上場社数は93社で、コロナ禍にもかかわらず2008年以降で最多の記録的な1年となった。

最下段のTOKYO PRO Market (以下TPM) は東京証券取引所(以下東証)が運営するプロ(特定投資家)向けの市場で、2009年に開設された。2022年4月に予定される東証の再編では、二部・JASDAQがスタンダード、マザーズはグロースとなってよりハードルが高まり、TPMは上位市場へのステップアップ市場としての位置づけをより明確にしていくと思われる。

市場別ではマザーズが圧倒的に多く、2016年からの累計ではTPMを含む全体の62%を占める。

●市場別上場社数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021 6月まで	2016年以降 累計(構成比)
東証一部	8	10	8	1	6	3	36(6.7%)
東証二部	5	8	4	11	9	2	39(7.3%)
JASDAQ	14	19	14	6	13	11	77(14.4%)
マザーズ	54	48	63	64	64	37	330(61.7%)
アンビュラス(札証)		2	1	1			4(0.7%)
名証二部	2	1					3(0.6%)
セントレックス(名証)				1	1		2(0.4%)
福証				1			1(0.2%)
Qボード(備証)				1			1(0.2%)
小計(一般市場)	83	88	90	86	93	53	493(92.1%)
TOKYO PRO Market	3	7	8	8	10	6	42(7.9%)
合計	86	95	98	94	103	59	535(100%)

●業種別上場社数(2016年以降累計上位10業種)

	2016	2017	2018	2019	2020	2021 6月まで	2016年 以降累計
情報・通信業	25(1)	23	29(2)	35(1)	37(1)	21	170(5)
サービス業	24	26(2)	30(1)	28(2)	28(2)	13(1)	149(8)
小売業	8	8	6(1)	6(1)	5(1)		33(3)
不動産業	5	6(1)	9	6(1)	2(1)	3(2)	31(5)
卸売業	4(1)	8(1)	4	6(1)	4(2)	2	28(5)
建設業	4(1)	2(1)	5(2)	2	5(2)	2(1)	20(7)
化学	1	3	1(1)	2	4	3	14(1)
電気機器	1	5(1)	1(1)	1	2	3	13(2)
その他製品	1	4	2	3	2(1)	1	13(1)
医薬品		1	1	2	3	3	10(0)

()内は上場社数のうちTPMの社数

●地域別上場社数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021 6月まで	2016年 以降累計
東京	59	64(3)	70(4)	66(2)	70(3)	35(1)	364(13)
神奈川	4(1)	2(1)	2	1(1)	3(1)	3	15(4)
千葉		1			1		2(0)
埼玉	1	3(1)	1			1(1)	6(2)
北関東	1		2(1)			1	4(1)
北海道		3	2	2(1)	3(2)		10(3)
東北						1(1)	1(1)
北陸	2(1)	2	1	1(1)	3	1	10(2)
甲信		1	1	1		1	4(0)
静岡		1			3(2)		4(2)
愛知	3	5(1)	1	9	1	5	24(1)
東海	1	2(1)	2(1)	1		1	7(2)
大阪	6	5	6	7(2)	14(1)	4(1)	42(4)
京都		3				1	4(0)
兵庫	1		4	1		1	7(0)
近畿	1				1		2(0)
中国	2	2	1(1)		2(1)	2(1)	9(3)
四国	1(1)		2(1)	2(1)			5(3)
九州	4	1	3	3	2	2(1)	15(1)
合計	86(3)	95(7)	98(8)	94(8)	103(10)	59(6)	535(42)

()内は上場社数のうちTPMの社数

PwC Japanグループ「IPOマーケット情報」をもとに作成

業種別上場社数では、情報・通信業とサービス業が多く、2016年からの累計では情報・通信業がTPMを含む全体の32%、サービス業が28%を占めている。他方、TPMに限れば最も多いサービス業でも19%、続いて建設業が17%、情報・通信業、不

動産業、卸売業が12%で、業種の偏りはさほど見られない。

地域別上場社数では大都市に集中する傾向が強く、本社所在地が東京である上場社数が圧倒的に多い。上場企業サーチによると、東京都の株式会社数は全国の27%を占めるが、2016年からの累計上場社数では東京が68%を占めている。他方、TPMに限れば東京は31%に留まり、全国的に分散する傾向がある。なお、埼玉県は株式会社数で全国5位(全国の4%)だが、2016年以降の上場社数(TPMを含む)の占有率は1%に留まっている。

TPMという選択

一般市場へのステップアップ市場として期待されるTPMだが、株式の売買ができるのは特定投資家に限られるため、現在のところ知名度はまだ低い。また、流動性が低いため、新規公開時の売り出しにおいて資金調達を行うのも難しい。その反面、多くの人に参加する一般市場よりも柔軟な制度設計が可能となっており、上場に何を求めるかによってはとても魅力的な市場と言える。TPM特有のメリットとしては、

- ①株主数や利益の額、時価総額といった数値的な基準(=形式基準)がない。
 - ②流動させる株式数や株式比率に関する基準がなく、オーナーシップを維持したまま上場できる。
 - ③上場申請に必要な監査期間は1年で、一般市場よりも早く上場できる。
 - ④一般市場に比較して情報開示に関する負担が軽い。
 - ⑤上場指導~上場審査~上場後のモニタリング業務を一手に担う公式なアドバイザー制度がある。
- などがあげられる。一般市場と同様に、TPMでも上場企業の証としての東証のロゴマークの使用や4桁の証券コードが付与され、それは大きな信用力に繋がるだろう。資金調達手段が多様化し、未上場株式の相続税評価額が高い場合には、市場における株価を評価額とすることで事業承継を円滑化できるなど、十分なメリットがあると思われる。

デジタルがもたらす変革

TPMという一つの目標が見えたところで、次に経営の革新について考えてみたい。近年の新規上場した企業のテーマをまとめてみると、成長期待が高い市場の開拓、革新的な技術やサービスの提供の他に、人工知能やビッグデータを活用した既存事業の変革、業務効率化支援、EC(電子商取引)関連サービス、SaaS事業(クラウド型のアプリケーションやサービス)、企業のDX支援など、デジタル技術の導入・活用を支援するサービスが拡充し、市場の期待を集めている。デジタル技術の活用は成長戦略を描く上で不可欠と言えそうだ。インターネット経由で外部サーバーを使うクラウド型サービスであれば、初期費用や運用コストを最小限に抑えられ、メンテナンスが不要で導入期間も短い。中小企業がイノベーションを起こす手段として積極的に活用すべきだろう。

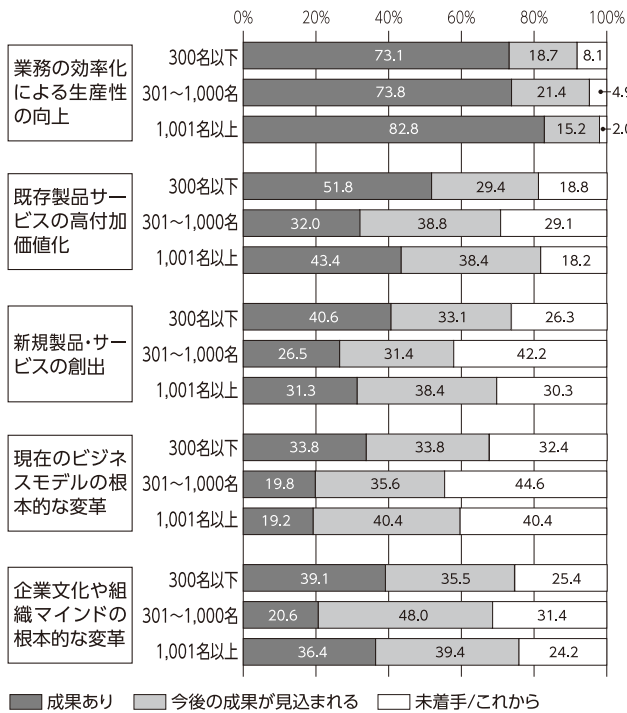
IPA(独法)情報処理推進機構の「デジタル時代のスキル変革等に関する調査(R3.4)」によると、DXに取り組んでいる企業は全体の53%で、昨年度から10ポイント以上増加している。昨年度は従業員数1,000人超の企業層が中心であったが、今年度は従業員数1,000人以下の各企業層での取り組みが大きく増加し、企業規模による格差が縮小する傾向にある。業種別でもほぼ全業種で取り組んでいる企業の割合が増加し、宿泊・飲食サービスを除く全業種でDXに取り組んでいるかあるいは創業よりデジタル事業がメインの企業が半数を超えた。業種別では、建設、運輸・郵便、金融・保険、不動産、物品賃貸、生活関連サービス・娯楽などで増加の割合が大きかった。

取り組みの成果として、「業務の効率化による生産性の向上」は、全社的な取り組みであろうと部署ごとの取り組みであろうと大半が成果を感じているが、「既存製品・サービスの高付加価値化」「新規製品・サービスの創出」「ビジネスモデルの根本的な変革」「企業文化や組織マインドの根本的な変革」となるにつれ、部署ごとの個別的な対応より全社戦略に基づく一部の部門での対応、更

には全社戦略に基づく全社的な取り組みとなる方が成果は上がっている。イノベーションを起こすことが最終的な目標なら、全社的な取り組みでなければ成果は上がりにくい。

また、従業員規模別(下図)では、従業員300名以下企業層での成果ありの比率がそれ以上の規模に比較して高い傾向がある。IPAの報告書には、トップの方針の浸透や小回りの利く組織規模が奏効している可能性がある」と記されているが、組織や取引形態が複雑化していないためアプリケーションサービスの活用へと転換しやすいという事情もあるのではないかな。

●DXへの取り組みの成果(従業員規模別)

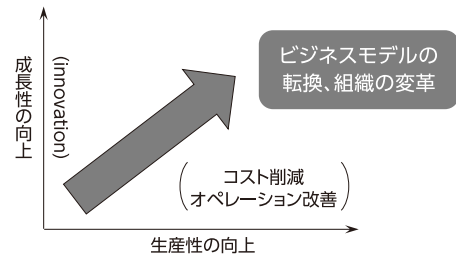


■ 成果あり □ 今後の成果が見込まれる □ 未着手/これから
資料:IPA「デジタル時代のスキル変革等に関する調査(R3.4)」

ビス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」とするが、国内企業が持つ基幹システムの複雑化やブラックボックス化が経営の足かせとなっていることが課題認識の中心にあり、基幹システムのリプレースに軸足が置かれている感が強い。

そこで、企業を主体にデジタルテクノロジーの進展による環境変化を解釈し、より単純化した戦略展開の構図を下に例示した。オペレーションの改善とコスト削減による【生産性の向上】という指針と、イノベーションに基づく【成長性の向上】という指針から、ビジネスモデルの転換や組織の変革を実現するというものである。「業務の効率化による生産性の向上」はオペレーションの改善による成果であり、「既存製品・サービスの高付加価値化」「新規製品・サービスの創出」もイノベー

●DXによる戦略展開の構図



ションを進める過程の中にあると言える。DXの目標は、現在のビジネスモデルの根本的な転換や、企業文化や組織マインドの本質的な変革を推進し、そうした活動を持続的に継続することである。

【生産性の向上】の観点からは、自動化の推進だけでは部分的なオペレーションの改善に留まる。Amazonの倉庫は注文に応じて担当作業員の位置まで棚が自動で移動するシステムが導入されていると言うが、こうした離れた場所にあるモノを遠隔から監視・操作・制御するIoTと、インターネットからの注文を自動的に取り込むサイトコントローラーを結ぶ中核に、受注や顧客等のデータを円滑に流す仕組みがあることを見逃すことはできない。中小企業レベルであれば、SFA (Sales Force Automation:営業支援システム)/CRM (Customer

中小企業がDXで目指すもの

IPAの調査で、DXに取り組んで成果があったというのはあくまで主観的判断である。さらに気にかかる所と言えば、回答企業がDXをどう認識しているかに差があるのではないかなということだろう。実際、DXの具体的なイメージはつかみにくい。経済産業省では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサー

Relationship Management:顧客関係管理)がそうした機能を担ってくれるのではないだろうか。営業情報の共有と戦略的な活用、商談管理から請求まで一貫するデータ連携と各段階における事務負担の軽減、顧客情報の蓄積と活用、要素分解した週次の実績管理による課題の早期発見といった、従来のオペレーションシステムでは実現できなかった経営のスピードアップが実現される可能性は高い。こうした機能をクラウド型サービスで導入し、IoT等と連携していけば、コスト構造の抜本的な転換が実現すると思われる。誤りが混入しやすい単純なオペレーションや、目視や読み合わせによる確認等、非生産的で負荷が過大な作業は早急に転換されなければならない。そして、データの重要性は今後ますます高まるだろう。従来型のオペレーションとそれに合わせたITシステムから脱却し、企業活動の血液とも言えるデータを起点とした取り組みを推進する必要がある。

【成長性の向上】の観点では、顧客の意見やニーズを汲みとってサービスや製品開発を行うことが不可欠と言えるだろう。顧客の購買に対する価値観は、機能的価値だけを求める「モノ」から体験を通じた感覚的な価値や心理的価値に重きを置く「コト」へと変化している。買ってもらうことより使ってもらうことに焦点を当てると、誰がどのような場面でということを考えていかなければならない。こうした考え方の転換を実現するために、既存のプロダクトやチャンネルにデジタルの要素を融合させていく必要性が高まっている。モバイルフレンドリー対応で簡単にホームページの作成・更新・運営ができるCMS (Contents Management System) のマーケティングツールとしての活用、顧客情報を一元管理してデジタルチャンネルを通じたマーケティング活動を自動化するMA (Marketing

Automation)の導入などにより、「購入前の段階から購入後のサポートまでを通した購買プロセスをとりまく顧客視点からの体験全体」=CX (Customer Experience)の向上に取り組み、顧客ロイヤルティを高めながら成長性を確保していく。生産性の向上で生まれた時間と資金をinnovationの推進に投じ、段階的なステップを踏みながら、新たなビジネスモデルの構築に繋げたい。

おわりに

上場の相談はまず金融機関や税理士に向けられることが多いと言われる。上場支援のノウハウ蓄積と、組織的な支援体制整備がより一層望まれるところだ。

DXの推進には、当該企業の事業特性に合わせた仕組みを構想し、段階的に導入を進める伴走型の支援が必要となるだろう。

また、システム導入には費用がかかることから、補助金の活用も検討したい。DX関連としては、新しい商品やサービスの開発のための設備投資等に活用できる「ものづくり補助金(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)」、ITツールの導入費用を補助する「IT導入補助金」、小規模事業者の販路開拓(併せて行う業務効率化を含む)に活用できる「小規模事業者持続化補助金」、IT専門家の紹介とその費用を補助する「中小企業デジタル化応援隊事業」などがある。(本頁下段に紹介サイトを掲載)

前述のとおり、埼玉県には株式会社数全国5位の企業ストックがある。地域経済の活性化のために、こうした地域企業の潜在活力を最大限に引き出す支援が必要だと思われる。

- ・ものづくり補助金総合サイト
- ・IT導入補助金サイト
- ・小規模事業者持続化補助金サイト
- ・小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型サイト
- ・中小企業デジタル化応援隊事業サイト

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>
<https://www.it-hojo.jp/>
<https://r1.jizokukahojokin.info/>
<https://r2corona.jizokukahojokin.info/corona/>
<https://digitalization-support.jp/>

2020年におけるコロナ禍の女性への影響

主任研究員 青木 淳子

はじめに

2020年から全世界を席卷した新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちが長年馴染んできた社会の姿をすっかり変えてしまった。人と人との交流が制限され、当たり前には享受できたサービスなどを受けられなくなることが増えた。

わが国においては、2020年の2月に全国学校への一斉休校要請がなされたことが社会の在り様に変化する一つの大きな変換点となったように思える。その後、緊急事態宣言を経て全国的に外出自粛の流れが定着するに伴い、家事・育児責任の女性への偏重、DVや児童虐待の増加、女性労働者の

●新型コロナウイルスをめぐる国内の主な動き

年月	主な事項
2020年1月16日	国内初の感染者を発表
2月 3日	クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」が横浜港に入港
2月27日	首相による全国学校への一斉休校要請
4月 7日	政府が7都府県を対象に緊急事態宣言
4月16日	緊急事態宣言を全国に拡大(～5/25まで)
7月22日	「Go Toトラベル」事業の開始(東京都は10/1～)
2021年1月 7日	政府が1都3県を対象に緊急事態宣言(1/14にさらに7府県を追加)
2月17日	国内初の新型コロナウイルスワクチン接種(医療従事者向け)
4月12日	高齢者へのワクチン接種開始
4月25日	東京都・大阪府・京都府・兵庫県を対象に緊急事態宣言(～6/20まで)
5月中	緊急事態宣言対象地域に6道県を追加
7月12日	東京都に4回目の緊急事態宣言を発出
8月中	緊急事態宣言対象地域に19道府県を追加

割合が多い非正規雇用労働者の収入減少等、女性への負の影響が懸念されるようになった。

最近、各種統計の2020年時点の数値が公表されていることから、統計から女性をとりまく状況がどのように変化したのか振り返ってみたい。

就業者数の変化

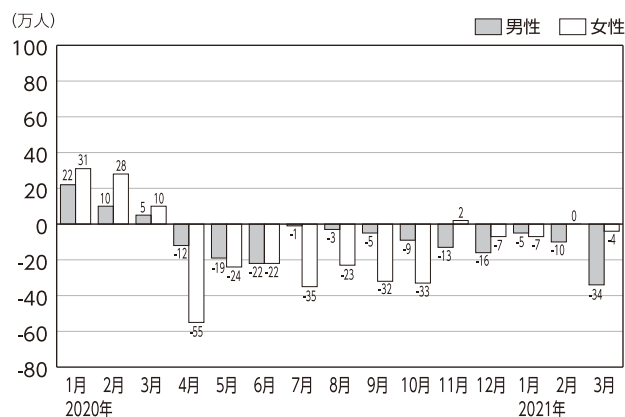
総務省の「労働力調査」によると、2020年の3月までは男女ともに前年同月よりも労働力人口が増加していたが、同年4月以降少なくとも2021年3月に至るまではほとんどの月で前年同月よりも減少することが多くなった。労働力人口が減少したのは男女ともであったが、特に女性の減少数が男性を大きく上回る月が多かった。

女性の労働力人口の減少幅が最も大きかったのは、初めて緊急事態宣言が発出された2020年4月で前年同月よりも約55万人の減少となった。同年10月までは前年同月よりも減少する傾向が続いた。

一方、女性の労働力人口でも配偶関係別の労働力人口の変化をみていくと、未婚の女性と配偶者がいる(有配偶)女性では傾向が異なることがわかる。

未婚女性の労働力人口が前年同月よりも減少し

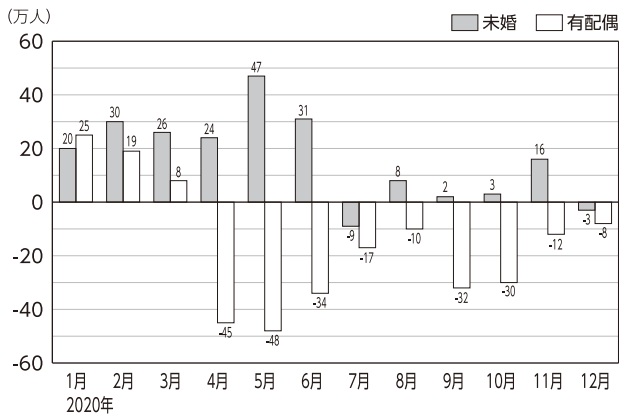
●労働力人口 男女別 前年同月増減数(全国)



資料:総務省統計局「労働力調査結果」

たのは2020年7月と12月だけだったにもかかわらず、有配偶女性は同年中は4月から12月までの全ての月で減少している。同年3月の一斉休校措置により、有配偶女性の中でも子どもを持つ女性労働者の多くが仕事を辞めざるをえなくなり、一斉休校が終わってからもコロナ禍による社会経済状況の低迷によりなかなか復職・再就職ができなかったという状況がうかがえる。

●配偶関係別女性の労働力人口の前年同月増減数(全国)



資料:総務省統計局「労働力調査結果」

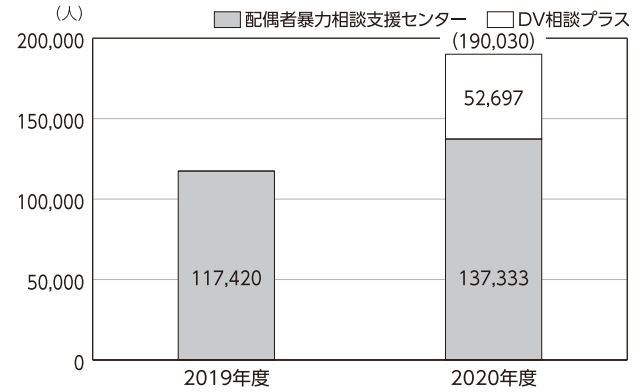
DVの増加

2020年度にはDV(ドメスティック・バイオレンス=配偶者間暴力)の件数の増加もみられた。全国の配偶者暴力相談支援センターとDV相談プラスに寄せられた相談件数の推移を見ていこう。配偶者暴力相談支援センターは従来から各地域にある組織だが、DV相談プラスは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛・休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえて2020年4月20日から開始された制度である。全国からDV相談を受け付け、必要に応じて被害者保護と支援につないでいる。

2019年度から2020年度にかけてDV相談件数は約1.6倍に増加している。配偶者暴力相談支援センターのみに限って比較しても約1.2倍に増加していることがわかる。内閣府男女共同参画局「DV相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」によると、緊急事態宣言中、加害者が家にいる時間が長くなって暴力が激しく

なったという相談や、失業や困窮といった経済的問題を抱える交際相手のストレス発散の対象として関係のある女性が暴力被害を受けるという傾向について報告されている。

●DV相談件数



資料:内閣府男女共同参画局「女性に対する暴力の現状と課題」
 (注)全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、2021年7月31日時点の暫定値

自殺者数の推移

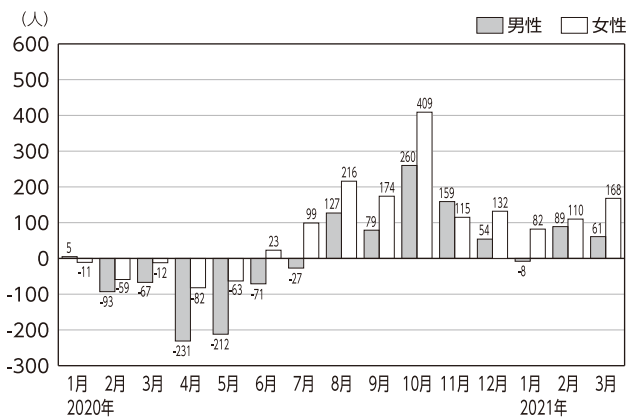
自殺者の推移においても男女では異なる傾向がみられる。

2020年の状況に触れる前に、わが国の自殺の状況について長期的な傾向を簡単に述べると、1998年に全国の自殺者数が3万人を超え、その後数年間は年間3万人台の高止まりが続いていた。事態の深刻さを鑑み、2006年に自殺対策基本法が施行され、本格的な自殺防止対策への取り組みが始まった。その後、2012年には年間自殺者数が3万人を下回り、近年に至るまで男女ともに自殺者数は減少傾向にある。また、男女比については男性の自殺者は女性の自殺者の2倍以上で推移している。なお、2019年の全国の自殺者数は、男性が14,078人、女性が6,091人となっている。(厚生労働省HP「自殺の統計」より)

それを踏まえて、新型コロナウイルスの感染拡大が本格化した2020年の自殺者数の状況をみると、近年の状況とは異なっていることがわかる。実数は男性14,052人、女性7,025人(厚生労働省HP「自殺の統計」(2020年の年間暫定値)より)で例年通り男性の方が多いものの、前年からの増減数についてみると、女性の自殺者数が大幅に増加しているのである。

2020年に入ってからの前年同月増減数をみると、年初からしばらくは男女ともに前年同月からの減少が続いたが、女性は6月、男性は8月に増加に反転する。以降、2021年3月まではほとんどの月で前年同月よりも多くなっている。特に女性の自殺者増加数は男性の増加数を常に上回っており、新型コロナウイルス蔓延下での社会環境の変化がいかに女性に大きな影響を与えているかがうかがえる。

●自殺者数の男女別前年同月増減数(全国)

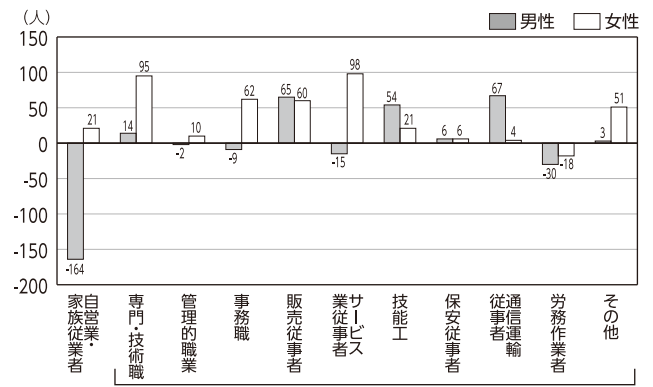


資料:厚生労働省HP「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」
(注)2021年8月31日時点の暫定値

2019年から2020年にかけての増減数を職業別にみると、「専門・技術職」、「サービス業従事者」及び「事務職」で女性の自殺者数の増加数が多く、男女格差も大きい。「専門・技術職」の内訳で特に女性の自殺者数の増加数が大きかったのは「医療・保健従事者」と「その他の専門・技術職」で、「サービス業従事者」の内訳では「飲食店店員」「遊技場等店員」「その他のサービス職」で女性の増加数が多かった。

「無職」の場合の2019年から2020年にかけての増減数は、男性が9人減少しているのに対して、女性は522人と大幅に増加している。「無職」の内訳をみると、女性の自殺者の前年比が多いのは「学生・生徒等」(118人増)、「主婦」(142人増)、「年金・雇用保険等生活者」(115人)、「その他の無職者」(146人)があげられる。

●職業別自殺者数の前年増減数(2019年→2020年・全国)

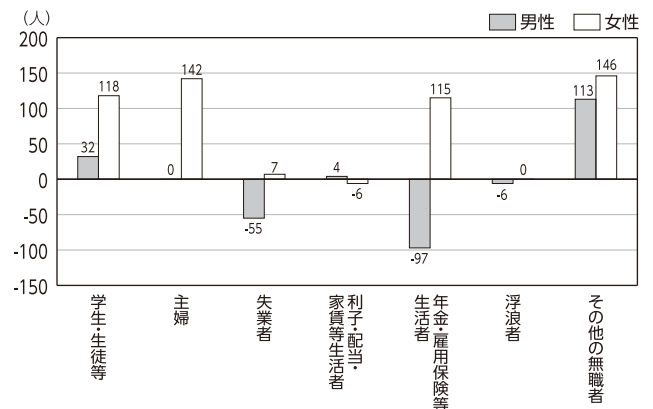


被雇用者・勤め人

資料:厚生労働省HP「自殺の統計」
(注)2020年(年間暫定値)の数値から2019年の数値を差し引いた数

「無職」という属性から、その中の多くの人は経済的に不安定な立場にあることが予想されるが、そうした条件下にあっても男女の自殺者数の増減に差が出ていることが明確に表れている。「年金・雇用保険等生活者」の多くを占めているのは高齢者であるが、現役時代の男女の賃金格差は年金受給額にもそのまま反映されることになり、そのことが高齢女性の経済不安にもつながっていると考えられる。

●自殺者数の前年増減数<「無職」の内訳>(2019年→2020年・全国)



資料:厚生労働省HP「自殺の統計」
(注)2020年(年間暫定値)の数値から2019年の数値を差し引いた数

「学生・生徒等」の内訳をさらにみていくと、女子の「高校生」の自殺者数が60人と飛び抜けて多くなっている。原因・動機のうち、関連が深そうなる「学校問題」の原因・動機では、「その他(入試以外)進路に関する悩み」の増加数が多くなっており、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて混乱する

社会状況の下で、将来への不安を抱いたり、選択肢を奪われたりしている学生が少なくなかったと考えられる。

そのほかの原因・動機をみると、「家庭問題」に含まれる「親子関係の不和」も前年よりも増加している。「家庭問題」の原因・動機では「夫婦間の不和」や「その他家族関係の不和」も女性では増加しており、緊急事態宣言や外出自粛などの影響で、家族間の関係に追い詰められる女性が多いことがうかがえる。女性の自殺の原因・動機の中で2019年から2020年にかけての増減数が最も多かったのは「病気の悩み・影響(うつ病)」で296人増加していた。元々この原因・動機により自殺する人は多いが、この動機に由来する男性の自殺者が減少しているのに対して、女性の自殺者が大幅に増加していることが特徴的である。感染症の拡大という状況下において、弱く不安定な立場にある人により追い詰められているということが考えられる。

おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態に際して、女性への家事・育児負担の偏重やDVや児童虐待の増加、女性労働者の雇用機会の減少や賃金減少といったような、女性への負の影響が大きいという実態が可視化された。しかしながら、女性に家事・育児・介護等の負担が偏りがちであるということ、男性と比較した場合の女性労働者の雇用機会の少なさや男女間の賃金格差などは、新型コロナウイルスが流行する前からの既存の実態であった。今回の感染流行という非常事態で、より多くの人に負の影響が出てしまったためにその実態に気づかされる人が増えたのであろうと推測される。今後のウィズコロナ・ポストコロナ社会を構築していくにあたっては、感染が収束したから元の社会に戻るだけでなく、これを機会に家庭等における固定的な性別役割分担の解消や、男女労働者の雇用機会や賃金格差の是正、DV被害や児童虐待等に対する積極的な社会の関与が

望まれる。

また、今回の感染拡大下において、特異的であったのは、様々なセーフティネットの機能が停止してしまっただけである。これまで、わが国では長年にかけて保育所や学童施設、介護施設等が整備されてきた。その環境整備によって、女性の社会進出が進み、核家族化が進んでケアの人員不足に悩む多くの家庭を助けてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染防止のためには人と人との接触を避けることが有効な手段の一つとされ、保育所や学校、介護施設などの利用が制限されてしまうという、誰もがこれまで想像したこともなかったような事態となってしまった。同様の理由から、親が働いたり用事を済ます間に、近くに住む祖父母に子どもを預かってもらうというシンプルかつ最も身近なセーフティネットさえも利用できなくなってしまった。

我々は2年近く新型コロナウイルス感染拡大という事態に向き合ってきた中で、多くの犠牲を払ってきたが、得られた知見も少なくないといえる。何もわからなかった時点では、人と人とのつながりを断絶せざるをえなかったこともあり、それによって積み上げてきたセーフティネットを利用できなかったこともあった。しかしながら、今後も新型コロナウイルスとつき合いながらも、社会のセーフティネットを二度と途切れさせないということが必要不可欠である。

本稿では主に2020年の統計から、新型コロナウイルス感染拡大による負の影響がいかに大きかったかということを見てきたが、2021年9月現在、減少した女性の労働力人口は元に戻りつつある。しかしながら、既に失われてしまった生命や得られたはずの将来、安定した生活など、もう元には戻らないものもある。今後、新型コロナウイルスだけではなく未知なるウイルスの流行や多くの人を巻き込む大災害が発生したとしても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」社会を作っていくために、一人ひとりが考えて努力していかなければならない。

はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行により1年延期されていた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、無観客という特殊な状況下ながらも開催された。感染者数が落ち着かないままの開催となったことで、直前まで、あるいは開幕後も開催自体に対する賛否はあったものの、史上最多となるメダルを獲得するなどの日本勢の活躍もあり、一定の盛り上がりを見せたといっているだろう。記憶に新しいところでは、新型コロナウイルス感染症流行前の2019年にはラグビーワールドカップの成功もあったが、大型スポーツイベントの影響力を今回のオリンピックで再認識することとなった。

本稿ではスポーツに期待される効果の中でも特にスポーツと地域活性化について考えてみたい。

日本におけるスポーツの位置づけ

日本では2011年にスポーツ振興法がスポーツ基本法に改定され、スポーツ振興が国家戦略のひとつとして位置づけられた。このスポーツ基本法の規定に基づき、2012年には文部科学省でスポーツ基本計画が策定され、これは「今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針」(文部科学省HPより)とされている。

これらに基づいて、2015年には「今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議」が「今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する提言」を公表した。この提言では、今後の地域スポーツの基本的な方向性として以下の4つが示された。

①急速な少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化が進む我が国において、スポーツに期待される役割や機能が拡大

②地域スポーツは、健康寿命の延伸、地域コミュニティの再生、地域経済の活性化等につながるものとして、一層の充実が必要

③多様化するライフスタイルやニーズに対応した地域スポーツ環境(プラットフォーム)を整備し、国民のスポーツ参画を促進することが重要

④2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も続くレガシーとして、スポーツ庁において、地域スポーツに関する新たな施策・制度の構築を強力に推進することを期待

この後、スポーツ振興・推進を目的とし、各省庁のスポーツ施策に関する司令塔的役割を果たす機関として、2015年10月にスポーツ庁が設置され、2017年には第2期スポーツ基本計画が策定された。この中において、「地方公共団体には、国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第2期計画を参酌してできる限りすみやかに地方スポーツ推進計画を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むことを期待する」とあり、各自治体のスポーツ施策への取り組みを促すとともに、「スポーツを通じた経済・地域の活性化」を柱のひとつに掲げている。

またスポーツ庁、文化庁、観光庁の三庁で2016年3月に「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」を締結し、スポーツや文化芸術資源の融合により新たに生まれる地域の魅力を国内外に発信し、訪日観光客の増加や国内観光の活性化を図るための取り組みを推進するため「スポーツ文化ツーリズムアワード」を2016年度から実施している。スポーツ庁HPでもその結果を公表しているが、残念ながら埼玉県内団体の受賞はまだない。

●「スポーツ文化ツーリズムアワード2020」の受賞団体

〈スポーツ文化ツーリズム賞 2件〉
おわせ海・山ツアーウォーク実行委員会・尾鷲市 熊野古道伊勢路と尾鷲市の歴史文化を守り活用する「おわせ海・山ツアーウォーク」
富士山ネイチャーーツアーズ 富士下山 ～富士山の知られざる魅力に出会う自然旅行～
〈スポーツツーリズム賞 2件〉
有限会社エクストレモ あるがままの自然を活用したアウトドアスポーツ“アドベンチャーレース”を全国で展開
FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Masters 実行委員会 FIBA 3x3 World Tour Utsunomiya Final 2019の開催
〈文化ツーリズム賞 2件〉
一般社団法人北前船交流拡大機構 日本遺産北前船を通じた各地の文化資源活用と観光振興
松山市 重要文化財の保存修理工事を観光資源化「道後温泉本館×火の鳥 道後REBORNプロジェクト」
〈武道ツーリズム賞 2件〉
Ageshio Japan株式会社 世界でただ一つ!空手発祥地“沖縄”の空手ツーリズム事業
むらやま武道ツーリズム推進協議会 居合道発祥の地でサムライ体験 山形県村山市
〈日本遺産ツーリズム賞 2件〉
和歌山県和歌山市 和歌山ジャズマラソン
出羽三山シンフォニー実行委員会 出羽三山の精神文化と山形交響楽団のコラボによるコンサート『出羽三山シンフォニー』
〈食文化ツーリズム賞 3件〉
TOYOURA世界ホタテ釣り協会 TOYOURA世界ホタテ釣り選手権大会 ～The world scallop fishing Championships～
日本酒蔵ツーリズム推進協議会 「晴れの酒、花の宴。」日本酒蔵ツーリズム推進事業
一般社団法人 しもきたTABIあしすと ジオ・ガストロノミー・ツーリズム

埼玉県におけるスポーツの位置づけ

埼玉県では、2013年に埼玉県スポーツ推進計画を策定し、「スポーツを通じた元気な埼玉づくり」を基本理念として、スポーツの振興を図ってきた。同計画を2018年に更新するにあたり、前述のスポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」としての位置づけも与え、「埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」のスポーツ推進に係る部門別計画として、第2期埼玉県スポーツ推進計画を策定した。

2017年度から始まった「埼玉県5か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-」では「11の宣言」の11番目として、「オリンピック・パラリンピックなどを契機とした地域の活性化」を挙げ、大会開催を契機にスポーツ・文化の振興や多文化共生の推進、快適なまちづくりなどハード、ソフト両面にわたる有形無形の資産をつくり上げ、次世代に引き継いでいくことが期待されるとしている。

また、2022年度から始まる次期5か年計画の素案である「埼玉県5か年計画大綱(日本一暮らしやすい埼玉へ)」でも、スポーツは人々に「楽しさ」、「喜び」をもたらし、人生をより豊かにするとともに、健康長寿の実現や地域の活性化など社会の活力を生み出す力を持っているとし、施策のひとつとして、「多彩なスポーツ大会、イベントの誘致・開催」などを主な取り組みとしたスポーツの振興を掲げている。

一方で、埼玉県では「スポナビ!サイタマ!」というWEBページも運営しており、プロスポーツを含め、県内のスポーツに関する情報を一元的にわかりやすく取り扱っている。また、地域密着型のスポーツクラブである総合型地域スポーツクラブ(令和3年3月現在:県内96クラブ)の育成・活動支援や、スポーツイベントの後援・共催の案内、そして、アスリートの就職支援の取り組みである「埼玉アスリート就職サポートセンター」や、有能なスポーツ指導者等を登録する「埼玉県スポーツリーダーバンク制度」の紹介などもHP上に掲示している。

スポーツ庁での取組

スポーツ庁では、総合的かつ計画的に取り組むべき施策の軸となる11本の柱のひとつとして「スポーツによる地域・経済の活性化」を掲げ、「スポーツツーリズムや、多数の参加者・観衆が見込めるスポーツイベントの開催、大規模な大会やスポーツ合宿の誘致等のスポーツを核とした地域活性化に向けた取組を推進します」としている。その政策として「地域振興に対する支援」、「スポーツの成長産業化に対する支援」、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略『スポーツ・健康まちづくり』」を挙げ、地域振興に対する支援の実施事業としては以下の4項目が挙げられている。

- ①「地域スポーツコミッションの活動支援」
- ②「『スポーツ・文化・観光』の連携による取組」
- ③「まんがスポーツで地域活性化」
- ④「スポーツツーリズムの推進」

①「地域スポーツコミッションの活動支援」では、「地域スポーツコミッション」の設立から自走化までの支援を謳っている。第2期スポーツ基本計画で、2021年度末までに全国の地域スポーツコミッションの設置数を170にまで拡大することを目標としていることから、スポーツ庁HP内では全国の地域スポーツコミッションの所在状況や活動概況を掲示している。埼玉県内団体としては「一般社団法人さいたまスポーツコミッション（さいたま市）」および「熊谷スポーツコミッション（熊谷市）」の取組みが紹介されている。

●掲載事例一覧

エリア	内容
北海道 網走市	網走をラグビー合宿のメッカに!
岩手県 紫波町	日本初のバレーボール専用体育館・オガールベース
秋田県 秋田市	地域を盛り上げるプロバスケットチーム・秋田
群馬県 みなかみ町	ラフティングの適地として世界が注目
新潟県 長岡市	新たな中心地・公民一体型スペース・アオーレ長岡
長野県 松本市	地域密着型のクラブ経営・松本山雅
三重県 熊野市	マリンスポーツで地域おこし・熊野
島根県 出雲市	スポーツを核に地域に雇用を生む・出雲
愛媛県 今治市	しまなみ海道 ブルーラインでサイクリング
福岡県 飯塚市	アジア最高峰の国際車いすテニス大会
佐賀県 佐賀市	スポーツコミッションで合宿誘致
大分県 大分市	世界最高峰の車いすマラソン大会

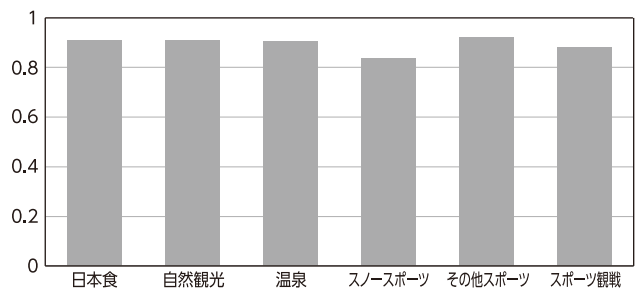
いずれもスポーツ庁HPで閲覧可

②「『スポーツ・文化・観光』の連携による取組」では、前述の「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施し、新たな地域ブランドや日本ブランドを創生する取組みを推進している。

③「まんがスポーツで地域活性化」では、「スポーツによる地域活性化」を支える人材が輩出されるように、地域活性化の取組を全国から12事例選定し、まんがで紹介するという事例集を制作している。

④「スポーツツーリズムの推進」では、平成30年3月に策定した「スポーツツーリズム需要拡大戦略」において「アウトドアスポーツツーリズム」と「武道ツーリズム」を新規重点テーマとして掲げ、インバウンド需要拡大にも意欲的である。観光庁の調査によると訪日外国人のスポーツ関連の満足度は、他と比較しても遜色ない。

●訪日外国人の満足度



資料:観光庁「平成29年10月-12月期報告書 訪日外国人の消費動向」

武道は日本独自の文化・スポーツとして海外から人気があり、また、アウトドアスポーツとしては雪質の評価からスノースポーツも注目を集めている。

スポーツ庁の推計によると、インバウンドのスノーリゾート地域訪問者数は2013年の約30万人から、2017年には約86万人と約2.9倍に増加し、消費額も699億円から1,641億円へと約2.3倍に増加している。

スポーツツーリズムでは、スポーツそのものへの取組だけではなく、各エリアの伝統芸能や温泉等の地域文化を含めた既存コンテンツへの波及効果や相乗効果も期待されている。

一方で、令和3年3月には、スポーツ庁において「地域スポーツ振興組織の在り方検討会」が、スポーツを活用した地域振興の施策立案に活用されていくことを目的とした「地域スポーツ振興組織の在り方に関する提言」を公表した。

ここではスポーツツーリズム中心ではなく、より広い視点に立って、スポーツを活用して地域の様々な課題を解決していくためのまちづくり組織の形成についての検討が行われ、首長や行政がリーダーシップを発揮することを求めつつ、民間組織や住民の参加が重要な点であるとしている。

当初設立時には行政が中心となってまちづくり組織の立ち上げを図ったとしても、将来的には民間を中心とした組織とすることが必要である。それによって、行政としては実行・実現が難しいような施策も含めた独自の活動を行うことが期待できる。さらには、地域社会や住民の環境の変化に応じてその活動内容も変化させていくなど、地域に根差した組織として存続していくことが重要であると指摘している。

埼玉県のスポーツ環境

埼玉県は首都圏の中心に位置し、交通の便も良いことから、他の地域に比べてスポーツ（観戦含む）による地域活性化を実現する環境には恵まれているといえる。

また県内には大規模なスポーツ大会を開催することが可能な施設も複数整備されている。FIFAワールドカップが開催され、サッカー日本代表チームの試合開催実績も豊富な埼玉スタジアム2002、バスケットボール世界選手権やワールドカップバレーボール、NBAジャパングームズ（バスケットボール）といった室内スポーツ大会の会場となるさいたまスーパーアリーナ、ラグビーワールドカップで使用され、高校ラグビーの全国大会も毎年開催されている熊谷ラグビー場、日本陸上競技連盟第1種公認、国際陸上競技連盟（IAAF）クラス2公認であり、日本陸上競技選手権大会開催実績のある熊谷スポーツ文化公園陸上競技場など、国際大会や全国大会規模のイベントを実施することが可能なスポーツ施設は十分に存在する。

さらに、競技場ではなく市街地コースではあるが、世界の強豪選手も参加する自転車競技である「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」も2013年からさいたま市において開催されている（2020年、2021年は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止）。

地域活性化における課題

スポーツによる地域活性化は、もちろん簡単なことではなく課題もある。

仮に大規模なスポーツイベントの誘致に成功したとしても、それが一時的な流行に留まってしまえば、地域にとって十分な効果があるとは言えないだろう。例えば、高校野球といえば甲子園と言われるレベルのブランディングができれば、スポーツと地域が一体的に見られることにもなり、地域にもたらされる評価や経済効果も大きくなっていくことが予想できる。そのためにも、2000年から開催されている熊谷ラグビー場での全国高等学校選抜ラグビーフットボール大会や前述のツール・ド・フランスさいたまクリテリウムには、今後も継続的に開催されることを期待したい。

また、そもそも地域に魅力がなければ、スポーツと地域観光を結びつけることも困難になる。そのためにも地元の特徴や良さを理解しておかなければならず、観光マネジメント人材の育成も必要不可欠である。これも地域活性化の実現に向けての課題となるだろう。

おわりに

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進んできてはいるものの、いまだ完全な収束には至っていない。一方、スポーツ観戦の制限は、感染対策を十分に実施したうえで、徐々にではあるが緩和されつつある。

ポストコロナに向けて、スポーツを活用した地域活性化の取り組みを活発化させることで、それぞれの地域の特性や持ち味を生かした新たな地域の魅力が創出されることを期待したい。

令和3年度 地域研究レポート集

発行 公益財団法人 埼玉りそな産業経済振興財団
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-9-15
TEL : 048-824-1475 FAX : 048-824-7821
ホームページアドレス <https://www.sarfic.or.jp/>